

日 時 令和4年3月5日（土）19:00～19:45

場 所 志津南まちづくりセンター大会議室

出席者 （会長）高田 （副会長）四方、設楽

（町内会長）大倉、平内、増井、無藤、渡田、坂田、高田、浅野、長田

（事務局）妹尾、長谷川 （欠席者）祖父江、金谷 <敬称略>

1. 報告・連絡事項

（1）会長から

- ・令和3年度の「市長とまちづくりトーク」を2月8日（火）19:00～20:30までの90分間（時間厳守）で開催し、市の対応について質問を投げかけていた点について、2月22日に担当部局から説明に来られた。

○四方副会長より説明

・危機管理課から

- ① かがやきの丘町内会内の土砂災害重点措置地域8件以外に隣接しているが対象外となっている理由は？

A：勾配が30度以上で高さが5m以上が対象、航空写真や測定から判断。5年に1度見直しされるので変更もありうる。

- ② 若草七丁目付近の、りょうぶの道に隣接する方面は対象ではないのか？

A：1、と同様だがりょうぶの道隣接の方面に関しては高さが5m未満である。

- ③ 若草第三集会所やかがやきの丘自治会館（すでに対応されてる）を避難場所にしたい

A：土砂災害に限定しての条件付きながら、必要な物資は届けて頂ける。

・河川課から

- ④ 伯母川の維持管理について

A：滋賀県の計画では、高速道路までは令和4年6月頃までに、浚渫までは及ばないが雑木などの伐採、除去を行う。常にパトロールを行い流量など危険箇所は把握。

・道路課から

- ⑤ 避難指示が出た場合の対象地区内の通行止めについて

A：いかなる道路でも通行止めの権限は道路管理者か警察の管轄で、一般市民が行うことは許されない。深夜であっても道路課の許可が必要。

- ⑥ 若草三、四丁目危険区域内道路の亀裂修復について

A：常に市内全域パトロールしているが、全てにおいての対応は不可能、優先順位をつけて実施している。

・公園緑地課から

- ⑦ りょうぶの道の危険度の高い倒木の伐採について

A：80本程度ある危険倒木及び他所にもある危険倒木については順次伐採していく。

- ・2月13日臨時総会にて「まちづくり協議会会則および組織図改正（案）」について文書審議による臨時総会で代議員37名に文書を配布、集計結果について（報告）

代議員数…37名

回答数……32名（2/28現在）臨時総会成立

賛成……………31名

反対……………1名

審議	賛成	反対
会則改定（案）および組織図見直（案）	31	1

結果、賛成が過半数以上を得て了承され、令和4年4月1日施行されます。

2. 審議事項

令和4年度会計監査（監事）は、令和3年度副会長の四方さんと設楽さんに決定。